

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要綱

(平成30年11月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、将来、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）において職員として勤務しようとする者に対して、修学資金を貸与することにより、事業団の職員の確保・充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員　社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団職員就業規則第3条に規定する職員をいう。
- (2) 学院　兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科をいう。

(貸与を受ける者の要件)

第3条 事業団の理事長（以下「理事長」という。）は次の各号に掲げる要件を備えている者に対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 学院に在学していること。
- (2) 学院卒業後、直ちに職員として事業団に勤務する意思を有していること。
- (3) 次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア　成年被後見人又は被保佐人
 - イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ　懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(修学資金の額等)

第4条 修学資金として貸与する金額は、月額50,000円とする。

- 2 修学資金を貸与する期間は、学院における正規の修学期間とする。
- 3 修学資金は、無利息とする。
- 4 理事長は、修学資金を新たに貸与しようとする者を毎年度予算の範囲内で前条に規定する要件を備えている者の中から選考のうえ、決定するものとする。

(連帯保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより、連帯保証人（修学資金の貸与を受けようとする者と連帯して債務を負担する者をいう。）を2人立てなければならない。

(貸与の取消し)

第6条 理事長は修学資金の貸与の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の

貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったと認めるとき。
- (3) 学業成績又は性行が著しく不良であると認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金を支給することが不適当であると認められるとき。

(貸与の一時停止)

第7条 理事長は、修学資金の貸与を受けている者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を一時停止することができる。

- (1) 長期欠席又は休学したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、理事長が、修学資金を支給することが不適当であると認められるとき。

(返還の猶予)

第8条 理事長は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を猶予する。

- (1) 事業団において職員として勤務する期間（事業団が行う職員採用選考試験に合格し、勤務する期間に限る。以下同じ。）
- (2) 災害、病気その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると理事長が認めたとき、当該理由が存する期間
- (3) 前2号に規定する場合のほか、理事長が特に必要があると認めた期間

(返還の免除)

第9条 理事長は、被貸与者が事業団において職員として勤務する期間が、次の各号に定める期間のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、修学資金の返還を免除するものとする。

- (1) 学院を卒業した日から2年以内に介護福祉士の登録をした者は、2年間
- (2) 学院を卒業した日から2年経過後に介護福祉士の登録をした者で、職員として勤務する期間が5年未満の者は、事業団に入職した日の属する月から介護福祉士の登録をした日の属する月までの間
- (3) 前各号に該当しない者は、5年間

2 理事長は、被貸与者が事業団に在職している期間中に業務に起因して死亡したとき、又は当該期間中に業務に起因して精神若しくは身体の機能に著しい障害が生じ、労働能力を喪失したときは、別に定めるところにより修学資金の返還を免除するものとする。

3 前2項に規定する場合のほか、やむを得ない理由により、理事長が修学資金の返還の債務を免除することが適当と認めた場合には、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、別に定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に修学資金を一括して返済しなければならない。

- (1) 第6条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

(2) 第8条の規定による修学資金の返還の猶予を受けることができなくなったとき。

(3) 死亡又は心身の故障により業務に従事できないとき。

(4) 学院を卒業後、引き続き、事業団に職員として勤務しないとき。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき額を分割して納付させることができる。

(延滞利息)

第11条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき、返還を延滞した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項で定める延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるものほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。